

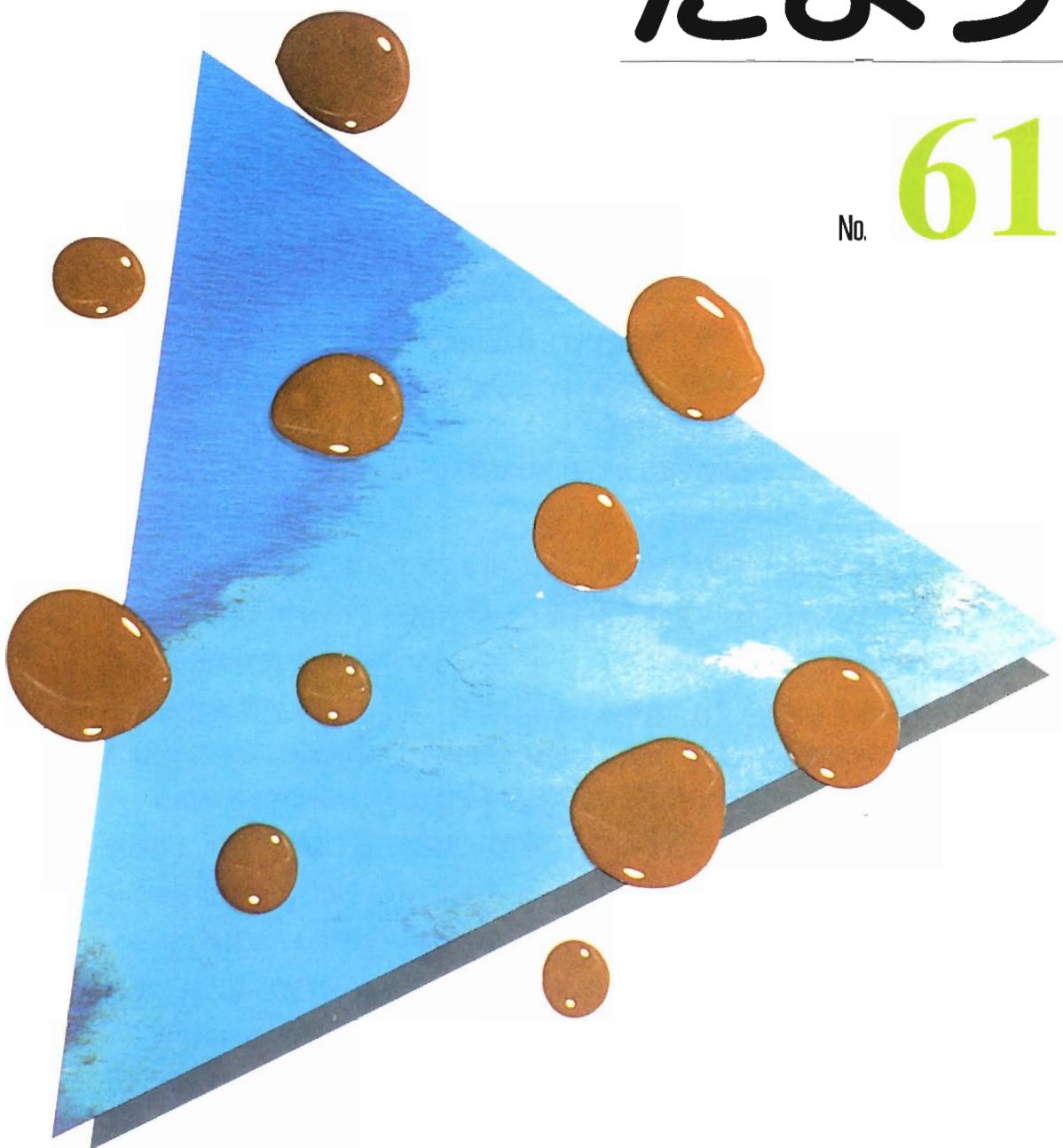
1997 3

油濁基金

だより

No.

61



財団法人 漁場油濁被害救済基金



座礁船首と重油の帶び

ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」による油流出事故により、沿岸へ大量に漂流した油

(1月12日、三国町安島上空、右上は雄島)

(写真提供 福井県)

目 次

(寄稿)

- | | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | ナホトカ号に想う／徳田拡士 | 1 |
| 2 | 水質汚濁等による突発的漁業被害状況／小幡 浩一 | 5 |
| 3 | 千葉県における最近の「ノリ漁場監視事業」について／佐々木 清 | 9 |
| 4 | 「財團法人」のこと／吉田 文子 | 16 |

(基金記事)

- | | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 「ナホトカ号」油流出事故について | 18 |
| 2 | 第16回全国豊かな海づくり大会について | 21 |
| 3 | 油濁被害防止ポスター及びチラシの作成配布について | 29 |
| 4 | 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き | 32 |
| 5 | 評議員の委嘱について | 36 |

(お知らせ)

(編集後記)

(寄稿)

ナホトカ号に想う

元東京大学教授

農学博士 徳田 拓士

1. 海面における重油の変化

ナホトカ号遭難によるC重油流出事故、まったく予想外であった。わが国の沖、それも領海外を通過中に荒天のため船体が破断し、そこで流出した重油が、転覆して新たに重油を吐き出しながら漂流する船首部とともに、北陸沿岸に漂着したのである。石油関連産業のある沿岸域や港湾ならば、多少の流出油防除資材や施設があるのだろうが、ほとんどが無防備の海岸である。したがって、漂着海岸では、ひしゃくとバケツを使った手仕事になってしまふを得なかったであろう。ナホトカ号のC重油積載量は19,000klであったが、船体破損部からは、そのうち6,240klが流出したと推定されている。残りは船体部のタンクに入ったまま、島根県隠岐島北東140km、水深2,500mの海底に沈没し、甲板上のハッチやタンクの亀裂からわずかずつながら積載油の漏出が現在でも認められている。海面ならびに海岸での回収油量は、57,000kl（うち船首部が2,831kl）、ドラム缶換算で285,000本となっている。推定流出量よりはるかに多い回収量は、漂着油が多量の水（油分20

%に対して水分80%）を含み、これが砂浜に打ち上げられると、油塊に砂が付着してさらに体積、重量を増すからである。油塊に海水が含まれるというと、奇妙に思う人もいるだろうが、原油や重油のように茶褐色をした石油は、アスファルト分やレジン分（ピリディン、フェノール、カルバゾール、アミドなどのように、ペンタン可溶な非炭化水素成分）を含み、海面に流出して分子の小さい成分が蒸発や溶解で失われ始めると、すぐに海水を微粒子の状態で油膜中へ吸収し始める。油膜に吸収される水分が増加するにつれて、油膜の粘度が高くなっていく。この様子を4種の原油と1種の石油製品について示すと、表1¹⁾のようである。この表にはC重油は含まれていないが、原油よりも重油のほうが、元の粘度が高く、水を吸収したときの粘度の上昇も早いと考えられる。

2. C重油に油処理剤は効かない？

海面に広がる流出油に油処理剤を散布し、微粒子状にして海水中に拡散させて、あとは微生物に生分解を委ねる処理法をご存じであろう。しかし、油

処理剤はどの油にも効くわけではない。従来の油処理剤（以下に従来型と称す）は、わが国では試験油としてB重油を対象に開発されてきた。したがって、通常の原油やB重油程度の粘度をもつ流出油ならば処理できるが、C重油ともなると、もはやお手上げとなってしまう。昨年11月に公開された高粘度油用油処理剤ならば、C重油の処理は可能なのだが、これでも、水分を含んで粘度を増したC重油には効果がないのである。従来型にしても高粘度油用にしても、油膜に散布後、攪拌しないと、効果は発揮できないことを付

言しておこう。

残された方法は、水を吸って体積を増した油膜もしくは油塊を回収するしかない。波高やうねりが高いと、既存の回収船では航行に支障が起きるし、たとえ航行できても、回収能率がきわめて低下する。今後は、荒天でも作業可能な回収船の保有が望まれよう。流出油対策には、流出油の油膜が拡大する以前、流出油が水分を吸って粘度などが変化する以前に対応するのがよいとされ、早期出動が求められるのである。そのために航空機による油処理剤（散布後の攪拌を必要としない新型の

表1 数種の石油類の海面上における時間経過に伴う体積と動粘度の変化¹⁾

石油の種類	4時間後			24時間後			1週間後		
	体積 変化 %	含水 量 %	動粘度 (20°C) cst**	体積 変化 %	含水 量 %	動粘度 (20°C) cst**	体積 変化 %	含水 量 %	動粘度 (20°C) cst**
エコフィク*	-10	0	6.5	+360	85	—	+220	86	1,800
クウェート*	0	3	77	+100	70	400	+230	82	6,100
アラビア軽質*	+360	88	1,600	+260	83	2,900	+150	78	6,900
イラン軽質*	+450	82	1,400	+350	84	1,770	+240	86	9,000
マリンディーゼル油	+515	84	—	+537	82	—	+580	82	—

[注] *：原油

**：動粘度の単位、ちなみに、コンデンスマイルク1,400～1,500cSt、ハチミツ4,000～5,000cSt、ソフトマーガリン約20,000cSt、固いグリース5,000cSt、水アメ100,000cSt

もの）の開発も必要とされよう。

3. バイオレメディエイション（生物的環境回復法）とは

1989年、アラスカでおきた油流出事故の処理に、バイオレメディエイションという方法が適用され、効果を發揮したといわれている。今回の事故で、この方法の外国からの売り込みがあつたように聞いているが、バイオといえば、何でも効果があるというわけではない。

この方法には、大きく分けて2つのものがあるが、いずれも、海面の浮遊油膜には効果がなく、漂着油を吸着した海岸に効果がある方法である。まず、油分解能をもつ微生物（以下に油分解菌と称す）からなる微生物製剤である。世界のどの海域にも油分解菌は生育しており、油流出現場では、その油分解菌が活動する。そこに実験室内で培養、調製した微生物製剤を散布すると、在来種との生存競争がおき、油分解がかえって阻害されることがすでに報告されている。処理池のような閉鎖環境では、微生物製剤は効果を發揮するのだが…。

いま一つの方法は、栄養剤で天然の微生物の油分解能を刺激してやる方法である。砂の中に埋もれた油塊は予め除去しておかなければならぬが、油が染み込んだ砂浜に栄養剤を埋め込んだ

り、油が除去できないような狭い亀裂に染み込んだ岩礁に栄養剤を貼りつけたりするのである。海水が滞留せず、つねに交代するような沿岸部では、栄養剤による赤潮の発生を考慮する必要がなく、大いに有効であろう。

4. 今後に備えて

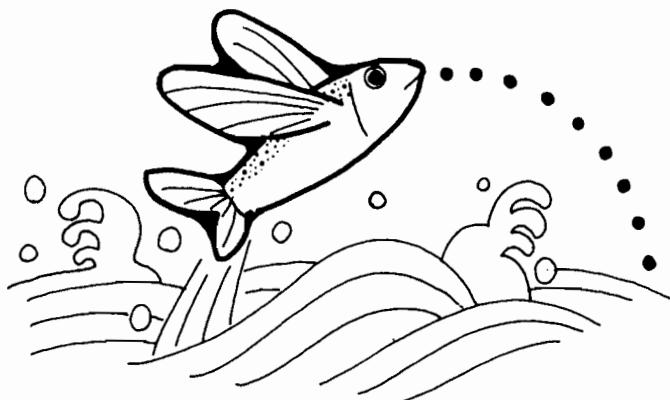
今回の事故処理の特徴のひとつに、全国からのボランティアの参加がある。大変に有り難いことである。地元の人がどれだけ心強く感じたことだろうか。しかし、こうした明るい面のほかに、地元の漁業は、水産物まで油の影響を受けたのではないか、という風評被害に脅かされた。筆者も地元を訪れるたびに、テレビなどを通じて、沖の深いところで取れる水産物は一切影響はない、と訴えたが、思ったほどの効果はあげられなかった。今にして思えば、波打ち際の海水はこんなに汚れても、沖の深いところの海水はこんなにきれいで、何の影響もないのだと、両方の海水をビーカーに入れて、直接画像で訴えるなり、元気に動くズワイガニの姿をみせるなり、努力をしていれば、もっと効果があったのではないか、と反省している。

もう再び油流出事故はおきてもらいたくないが、どのように注意していくともおこるのが事故である。万が一の流出事故を想定し、どのような気象、海

況下であっても、この位までの流出量ならば、わが国で処理が可能、という仮想処理能力を設定し、これに向かつて防除資器材を整備するのが肝要である。もし、この設定量を越えた流出事故が不幸にしておきたときは、わが国も批准しているO P R C 条約に基づき、支援を外国に求めるのも止むを得ない処置であろう。

文 献

- 1) J. W. Doerffer(1992):Oil Spill Response in the Marine Environment. Pergamon Press. 391pp.



(寄稿)

水質汚濁等による突発的漁場被害状況

水産庁研究部漁場保全課

指導第二係長 小幡 浩一

この報告は、国の補助事業として実施している漁業公害等対策事業のうち「漁業公害等対策事業実施要領」第6の規定に基づいて、各都道府県知事から提出された「水質汚濁等による突発的漁業被害発生報告書」をもとに、平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に発生した水質汚濁等による漁業被害の発生状況を水産庁がとりまとめたものであり、その一部を抜粋したものである。

平成7年度の水質汚濁等による突発的漁業被害は、総発生件数267件（うち、被害額不明件数203件）、被害総額23.9億円となっており、前年度と比較した場合、発生件数は24%増加、被害額は2.4億円減少した（表-1）。

1. 海面における突発的漁業被害状況

海面における漁業被害は、発生件数121件（うち、被害額不明件数76件）、被害額23.5億円で、前年度と比べ発生件数は22%の増加、被害額は2.5億円減少している。これは、油による漁業被害額はほぼ前年同であるものの、赤潮により漁業被害額が増加したことによる。海面における主な発生原因内訳は表-2のとおりである。

2. 原因別発生割合の推移

平成3～7年度の海面における漁業被害の原因別発生割合を油、赤潮及びその他と主要因を大別して比較してみると、件数では油によるものが常に全

表-1 平成7年度 突発的漁業被害の発生状況

年 度	項 目	海 面		内 水 面		計	
7 年 度	発生件数	121(76)	45.3%	146(127)	54.7%	267(203)	100.0%
	被害金額	2,346,278千円	98.2%	42,506千円	1.8%	2,388,784千円	100.0%
6 年 度	発生件数	99(57)	46.0%	116(95)	54.0%	215(152)	100.0%
	被害金額	2,598,739千円	98.9%	29,391千円	1.1%	2,628,130千円	100.0%
7 / 6	発生件数	122.2%		125.9%		124.2%	
	被害金額	90.3%		144.6%		90.9%	

(注)発生件数欄の（ ）書きは、被害金額が不明の件数で内数である。

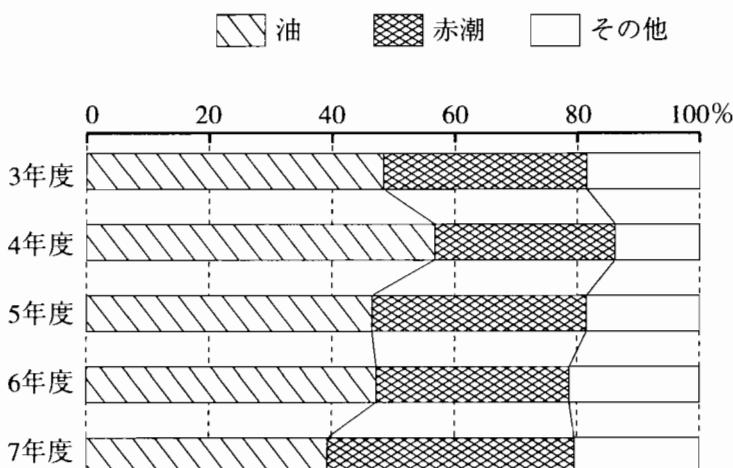
表－2 平成7年度 海面における漁業被害の発生状況

(単位：発生件数 件、被害金額 千円)

年 度	項 目	油		赤 潮		油・赤潮以外		計	
7年度	発生件数	46(25)	38.0%	49(36)	40.5%	26(15)	21.5%	121(76)	100%
	被害金額	225,016	9.6%	1,983,611	84.5%	137,651	5.9%	2,346,278	100%
6年度	発生件数	46(25)	46.5%	31(22)	31.3%	22(10)	22.2%	99(57)	100%
	被害金額	220,545	8.5%	1,106,132	42.6%	1,272,062	48.9%	2,598,739	100%
7／6	発生件数	100.0%		158.1%		118.2%		122.2%	
	被害金額	102.0%		179.3%		10.8%		90.3%	

(注)発生件数欄の()書きは、被害金額が不明の件数で内数である。

図－1 平成3年度～平成7年度 海面における漁業被害の原因別発生件数割合



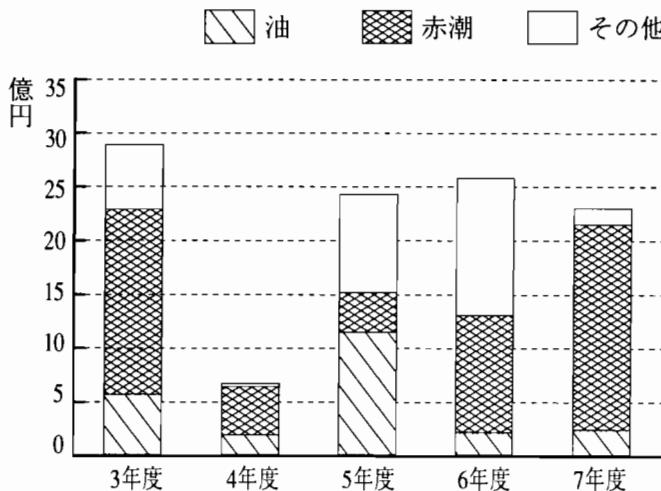
体の4～6割を占め、次に赤潮によるものとなっており（ただし平成7年度は順位が逆転）、油と赤潮で発生件数の8割を占めている。この割合は毎年この程度で推移しているが、被害額においては、油による漁業被害は、昨年に引き続き低率で推移したものの、赤潮による漁業被害が大幅に増加している。

これは、近年の赤潮被害の傾向である海域の広域化、長期化及び原因種の多様化等によるものと思われる。

3. 油による漁業被害

油による漁業被害は、発生件数46件（うち、被害額不明件数25件）、被害額2.25億円であり、前年度と比較すると発生件数及び被害額ともにほぼ同数で

図－2 平成3年度～平成7年度 海面における漁業被害の原因別被害金額



ある。

油による被害発生件数を原因別に見ると、件数では船舶は7%の増加、原因者不明者は13%減少している。なお、例年発生件数が非常に少ない工場・事業場等を原因とする被害が今年

度は4件発生している。

今年度は被害額においては、昨年同様大規模な漁業被害を伴う事故が少なかったことから、船舶、原因者不明ともにほぼ昨年同様であった（表－3、図－3、図－4）。

表－3 平成7年度 油による海面漁業被害の発生状況

(単位：発生件数 件、被害金額 千円)

年 度	項 目	船 舶		工場・事業場等		原因者不明		計	
7年度	発生件数	15(11)	42.1%	4(3)	10.5%	27(11)	47.4%	46(25)	100%
	被害金額	174,608	95.7%	740	0.4%	49,668	3.9%	225,016	100%
6年度	発生件数	14(12)	30.4%	1(1)	2.2%	31(12)	67.4%	46(25)	100%
	被害金額	170,519	77.3%	—	—	50,026	22.7%	220,545	100%
7／6	発生件数	107.1%		400.0%		87.1%		100.0%	
	被害金額	102.4%		—		99.3%		102.0%	

(注)発生件数欄の()書きは、被害金額が不明の件数で内数である。

図-3 平成3年度～平成7年度 油による海面漁業被害の原因別発生件数割合

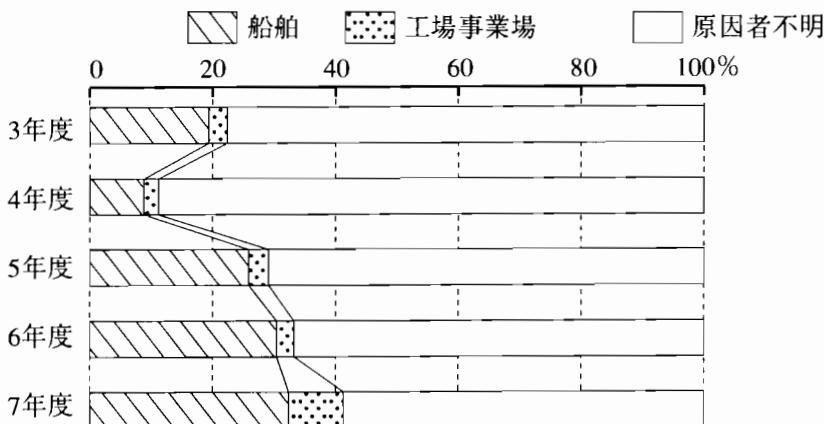
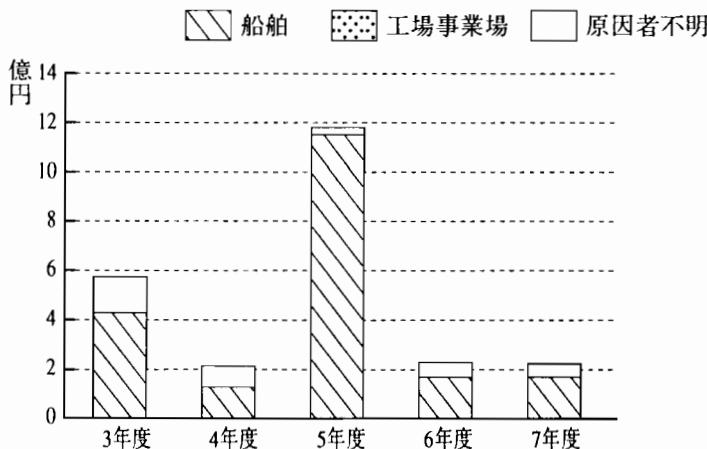


図-4 平成3年度～平成7年度 油による海面漁業被害の原因別被害金額



4. むすび

以上のように、今年度は被害額で見ると油を原因とするものがほぼ横ばいで推移し、赤潮を原因とするものが増加している。しかし、被害額で見る限り油を原因とするものも増加傾向となっており、ひとたび大規模な油濁事故が発生した場合、多大な漁業被害が発生する可能性があるため楽観できない。

また、南西諸国を中心とした原因者不明の油濁被害（主にオイルボールの漂着）は依然として後を絶たない状況である。

なお、7年度発生の事故ではないが、本年1月2日、島根県隱岐島沖合

の日本海において、ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」の沈没及び油流出事故が発生した。被害額は現在（2月末日）のところ明確となっていないが、油が9府県に漂着、広範囲に渡って被害が発生している。近年、幸いにも、この様な大規模な油流出事故の発生は無かったが、油事故とうのは大規模なものが突発的に発生するものであることを実感させられた。

従って、引き続き油濁被害未然防止対策を強化するとともに、汚染防止意識の啓発、事故発生の際に被害を最小限にするための体制の整備等を強力に推進していくなければならない。

(寄稿)

千葉県における最近の 「ノリ漁場監視事業」について

千葉県水産部水産課

主査 佐々木 清

1. はじめに

東京湾におけるノリ養殖は江戸時代から営まれ、「浅草ノリ」「江戸前ノリ」として知られていますが、高度経済成長期に、東京・神奈川両海面の好漁場が埋立等で失われたため、現在ではほぼ千葉県が生産量のほとんどを占めるに至っています。

千葉県のノリは色、香り、味が良く、最近5カ年の共販実績は表1のとおりで、平成3年度、6年度及び7年度における平均単価は全国1位となるなど「千葉ノリ」のブランドは消費者から高い評価を受けています。

これは漁業者の努力もさることながら、県においても行政と試験研究一体となってノリ養殖業の振興のため種々の施策を実施している結果であると考えておりますが、このたびは、その施策の一つであり、国（水産庁）の助成を得て実施している「ノリ漁場監視事業」の概要をご紹介します。

2. 「ノリ漁場監視事業」について

本県では東京湾におけるノリ養殖期間中（10月～3月）、漁場油濁事故を未然に防止し、あるいは被害を軽減す

るため、飛行機及び船舶を使用して流出油の監視を行うとともに、関係者への情報の提供並びに船舶による流出油の防除処理を実施して、漁場環境の保全を図ることを目的に、昭和39年度から「ノリ漁場監視事業」を実施しております。

(1) 飛行機による監視

昭和39年度からほぼ現在まで茨城県竜ヶ崎市に所在の民間航空会社に監視飛行業務を委託しております。

機種は平成4年度までは高翼機のセスナ152（2人乗り）を使用していましたが、平成5年度からはセスナ172P（4人乗り）を使用しており、監視期間中は毎日（視界不良により欠航の場合あり。）操縦士と監視員が搭乗し、監視にあたっています。

監視経路及びチェックポイントは図1のとおりです。

午前9時30分に竜ヶ崎飛行場を離陸して、約15分で最初のチェックポイントの千葉灯標に到着、その後南西に進路をとり、富津市と鋸南町の境にあたる明鐘岬地先で反転して、それまでの監視コースの沖側のコースを監視し、さらに浦安沖及び北部漁場（市川・船

表1 共販実績

年度	共販枚数(千枚)		共販金額(千円)		平均単価(円/10枚)	
	千葉県	全 国	千葉県	全 国	千葉県	全 国
平成3年	286,136	9,632,074	4,070,268	107,730,510	142	112
平成4年	366,604	9,815,209	4,659,822	107,401,650	127	109
平成5年	432,505	10,657,190	5,335,733	121,472,660	123	114
平成6年	456,808	10,131,080	5,145,359	92,827,010	113	92
平成7年	450,774	10,127,664	5,347,067	95,134,030	119	94

※資料：全漁連・全海苔貝類漁連等調べ

橋漁場)を監視(監視時間約50分間)して午前10時50分に竜ヶ崎飛行場に着陸します。

この間、流出油発見の場合は監視船には無線で連絡しますが、流出油ばかりでなく、ノリ棚の破損、赤潮・青潮等の海面の状況についても監視をしています。

また、緊急時や流出油がノリ漁場内にあり、監視船が進入できないような場合には飛行場に無線連絡→水産課→県漁業振興基金(以下振興基金)→関係漁協(処理)と連絡体制をとっています。

(2) 監視船による監視及び処理

昭和39年度から現在まで千葉県内の船舶所有者に委託しております。

現在の船は9.86トンの漁船で船長は以下4名が乗組み、正月3が日を除き毎日監視・処理にあたっています。

監視経路は図2のとおりです。

千葉港及び大貫漁港を交互に基地とし、午前7時30分出航、速度6ノット程度で監視経路に添い監視、午後4時に入港します。

午前11時30分と入港後には定時連絡と称し、電話で水産課に状況を報告します。

飛行機の飛んでいる間は、飛行機からの無線が入っており、これを受けて、緊急時には水産課に報告するとともに、その指示を受け、現場に直行して処理にあたりますが、自船だけで処理が無理な場合には船→水産課→振興基金→関係漁協の連絡体制にのっとり、処理の協力を依頼するほか、場合によっては保安部に連絡をしております。

表2 年度別流出油発見及び処理件数

年度	3	4	5	6	7	合計
発見件数	飛行監視	158	103	152	93	103
	船舶監視	38	10	11	14	6
	合計	196	113	163	107	109
処理件数		36	15	18	20	15
監視期間	10.1 ～3.31	10.1 ～3.31	10.1 ～3.31	飛行機 10.1 ～2.25 船舶 10.1 ～3.15	飛行機 10.12 ～3.12 船舶 10.12 ～3.19	

3. 当事業による流出油発見件数及び処理件数

飛行機と船舶による最近5年間の油発見状況及び処理件数は表2のとおりです。

発見件数は毎年100件以上に及んでおります。

また、監視船による処理件数は年間平均約20件で、処理方法は航行拡散を主体に、吸着マットの使用、ノリ漁場に影響のない場合には処理剤により処理等を行っています。

なお、飛行機による油濁発見件数は昭和46年度の346件、監視船による処理回数では昭和39年度の125回が最高となっていますが、最近は漸減傾向にあります。

また、この5年間の油によるノリ養殖の被害は平成3年度2件57,195千円、平成7年度1件44千円（製品への

油臭被害）となっています。

4. 関連事業の紹介

本県においては昭和58年から「千葉県漁場油濁等監視実施要領」を策定し、油濁等に対する連絡体制、協力体制を確立（資料1）しており、「ノリ漁場監視事業」もこの一環として実施しているものです。

また、国（水産庁）の助成を受け油防除資器材（吸着マット・処理剤）を購入し、東京湾内の漁協等を中心に配備して緊急時に備えています。

なお、平成6・7年度には流出油に備え、その処理に経験の乏しい銚子・九十九里、夷隅、館山地区の漁協の役職員及び市町村職員を対象に、専門家による「流出油の処理について」の講習会を実施し、その処理方法、手順について研鑽を積んだところであります

す。

5. 終わりに

船舶の輻そうしている東京湾においては、いつ衝突事故がおこっても不思議な状態ではないといわれております。

その被害を直接受けるのは漁業者ですが、一般の人々の憩いの場でもある海の環境を守るため油で海を汚さないよう、また衝突事故などを起こさないよう関係者には十分注意していただきたいと願わざにはいられません。

この間にもロシア船籍タンカー「ナホトカ号」の沈没による流出油は、日本海側府県の沿岸漁業に大きな漁業被害をひきおこしていますが、漁場や沿岸環境への影響はなお数年に及ぶと考えられております。

関係者の御苦労を思うとともに、一日も早く、沿岸漁場や自然環境がもとの豊かな美しい姿を取り戻されるよう願って、終わりといたします。



図1 飛行機の監視経路

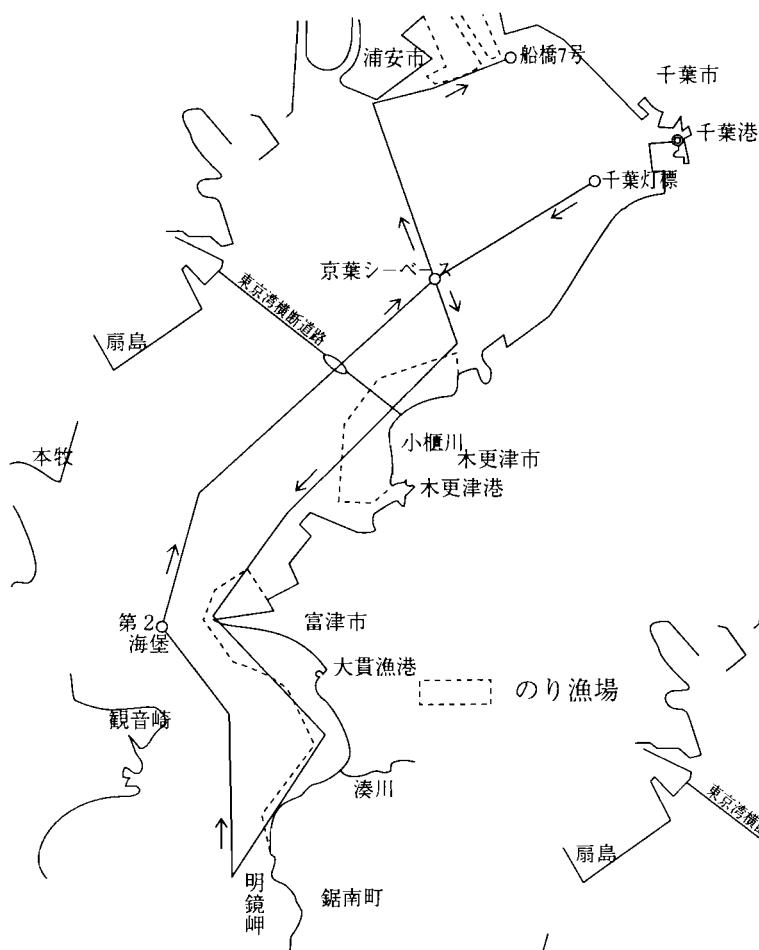
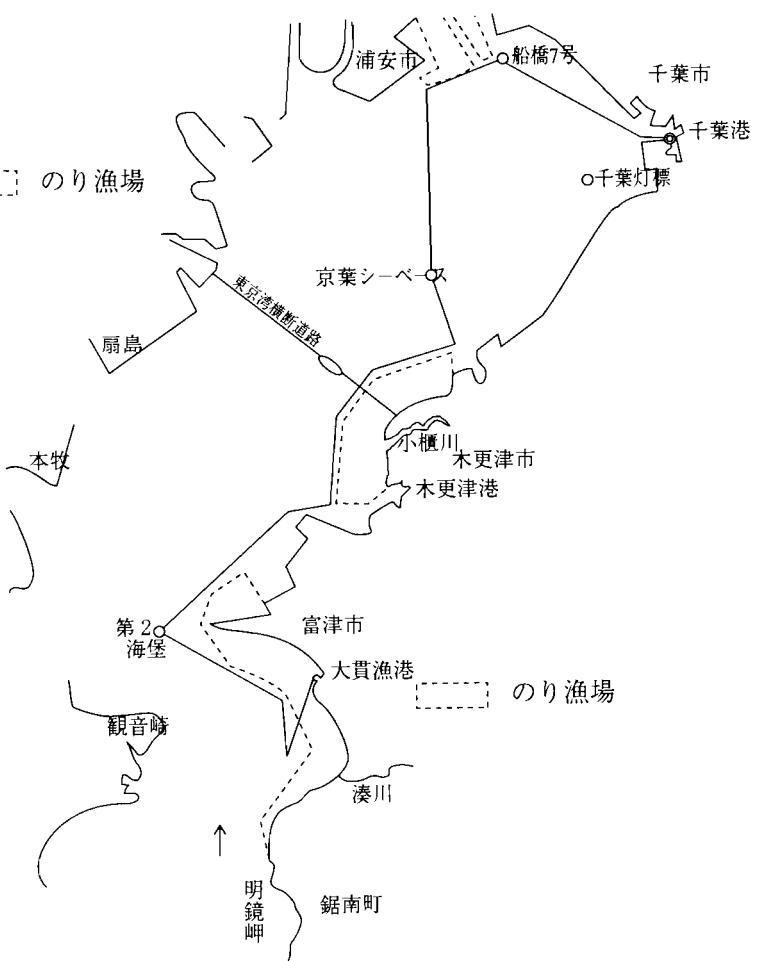


図2 監視船の監視経路



千葉県漁場油濁等監視実施要領（抜粋）

1. 目的

この要領は、本県沿岸水域の漁場において油濁等による漁業被害を未然に防止するとともに、異常事態が発生した場合、これらの事態に速やかに対処するための連絡体制とあわせて被害防除及び原因究明のための協力体制を確立し、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

2. 漁場監視

県は、沿岸水域の漁場において、定期的に油濁等による汚染の監視、情報の収集を行うとともに、特にのり養殖期間中、東京湾漁場の油濁等による被害を未然に防止するため、航空機及び船舶等による監視事業を行う。監視期間、監視範囲及びコース等は別途定める。

3. 連絡体制

連絡体制は別図とし、分担は別表のとおりとする。

4. 連絡内容

通報する内容は、別記1「連絡事項」及び別記2「油の濃度基準」により連絡し、県は、連絡及び処理の経過を別記3「油発見連絡簿」により記録する。

5. 防除資器材の備蓄

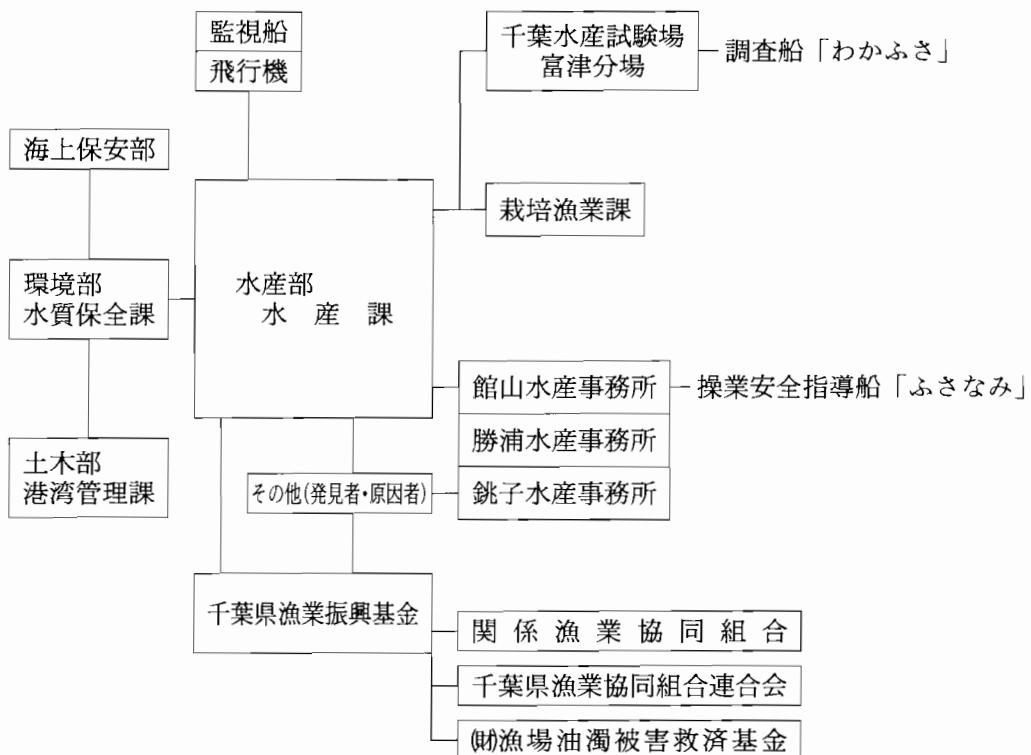
防除資器材は、別記4「油流出防除資器材保管場所及び備蓄量」一覧表に記載された配置場所に備蓄する。

消耗資器材は、必要に応じて補給する。

附 則

この要領は、昭和58年8月12日から施行する。

別図 流出油事故等に係る緊急連絡体制図（概略図） 千葉県漁場等監視実施要領



別表 漁場油濁等監視の分担事項

区分		分担事項
県	水産課	本部を所掌し、油濁監視事業を所管し、関係機関への連絡調整を行うとともに被害防除、被害調査の総括を行う。
	栽培漁業課	被害調査等に協力し、主として再生産に関する対策指導を行う。
	館山・勝浦・銚子水産事務所	各水産事務所管内の情報収集、連絡を行うとともに被害防除及び調査等に協力する。
	水産試験場	関係機関に対する技術協力を行う。
財団法人 千葉県漁業振興基金		県の油濁監視事業の円滑な推進を図るために協力援助を行い、油流出事故の発生に伴い防除処理及び被害調査に関する必要な措置を講ずるものとする。
漁業協同組合		漁場及びその周辺の油類を監視し、発見した場合には、速やかに関係機関に通報し直ちに防除作業を行い、被害の発生した場合には被害調査及び再生産対策を行うものとする。
千葉県 漁業協同組合連合会		財団法人千葉県漁業振興基金と連携を図り、油流出事故に伴う防除処理及び再生産体制への措置を講じていく。

(寄稿)

「財団法人」のこと

東京都立大学法学部学生

吉田 文子

私は、「油濁基金」で平成8年5月～11月までアルバイトをさせていただきました。「油濁基金」を去るにあたって「基金だより」に何か寄稿しないかとのお話をいただきました。

そこで、いろいろ考えた結果、いささか硬い話しになりますが「財団法人漁場油濁被害救済基金」と係わりのある「財団法人」について整理してみました。

さて、「財団法人」の性質については、民法の34条にその規定があります。「34」という数字からも察していただけます。しかし、法学部の学生が、この規定についての講義を受けるのは民法を学び始めたばかりの頃、季節でいえばまさに若葉が出揃った頃、ということになります。そして、「民法を学び始めたばかり」とはすなわち「法律を学び始めたばかり」ということを意味しています。普通に六法と称される場合の「6つの法」は1. 憲法 2. 民法 3. 刑法 4. 商法 5. 民事訴訟法 6. 刑事訴訟法のことですが、この六法をいちどきに学び始めるわけではありません。履修する順番を大学側が規定してしまう場合もあるようですが、そのようなことがなくとも、「同じやるなら系統立ててやりたい」

というのはだれしもが考えることです。そのうえ、周囲から「なにせ民法は（条文の）量が膨大だから、早く手をつけたほうがいい」と脅されます。確かに、全103条の憲法と比べると民法はその10倍！ の数の条文があるのです。刑法と比較しても5倍です。この事実を知ったときは気が遠くなりました……それはともかく、どのような分野においても同じでしょうが、新しいことを学び始めた頃というのは、その分野独特の用語やものの考え方に対するものばかりです。「若葉の季節の法学部生」はまさにその状態で、先生は熱心に教えてくださっているのですが、表面的には理解できても感覚的にはピンとこない。理論的にではなく感覚的に納得がいかないので。そもそも、法律や裁判がその対象として扱っている「現実の社会関係」についての感覚が掴めていないのですから……。

その頃私が「財団法人」についてうけた説明の1つには、「使用目的が定められた財産のあつまり」というものがありました。また、「財団法人は設立者の意思によって与えられた、一定の目的と組織の枠からはずれることなく（その枠のなかで）活動する。」という説明もあり

ました。まあ、これらの説明からでもそれなりに「財団法人」のイメージを思い浮かべてみることはできます。

しかし、これらの説明は「法人」を法律上分類するための説明ですので、例えば、「財団法人」という制度がなんのために作られたのか（あるいはこの制度がなんのために存在しているのか）、「財団法人」が社会全体のなかでどのような役割を果たしているのか、といったような問い合わせに対する説明にはなっていません。

しかし、私の場合、「油濁基金」でアルバイトをさせていただくことになったおかげで、そのような問い合わせに対しての答えを自分なりに考えるチャンスに恵まれました。もともとは、環境問題に対する関心から「油濁基金」に興味をもったのですから、「財団法人」（の制度）について考えるというのは自分にとっても予想外のことでした。このように書いてくると何か大層なことを考えたかのようですが、ごく素朴なことを感じ取っただけなのです。

それは、「行政というのは、行政官（という限られた人間）の手によってのみ行われているわけではないのだな」ということです。あるいは、「行政活動は役所のなかだけで完結するものではないのだ」ということです。つまり、「油濁被害から漁業（者）を守る」という行政課題を実際に実現していく作業にはいく

つかの段階があって、その各段階ごとに、実に多くのそして様々な立場の人が関わっていることを教えられたということなのです。そして、「油濁被害から漁業（者）を守る」ということを「海洋汚染から海を守ることであると考えれば、それによって利益を受けない人はいません。さらに、現在、「油濁基金」が取り組んでいる環境に配慮した「生物的油濁の浄化技術の開発・試験」や「回収した油の処理方法の開発」という事業もまた広く国民一般の利益に資するものです。

一法学部生である私にとって、「財団法人」は「使用目的が定められた財産のあつまり」という教科書上の存在から、実際に生身の人間が多方面の人々と協力しながら（あるいはそれらの人々との間を取り持ちながら）広い意味での行政活動の1つをおこなっている存在へ、と大きく変わりました……。



(基金記事)

「ナホトカ号」油流出事故について

平成9年1月2日、島根県隠岐島北東約106kmの海域でロシア船籍のタンカー「ナホトカ号」(13,157t)が沈没、大量の重油が流出した事故で、流出した油は、西は隠岐島周辺から東は能登半島を越え秋田県沖合にまで達し、9府県(秋田、山形、新潟、石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根)にわたる広範囲な海岸に漂着しました。

大量に油が漂着した沿岸部では、採貝藻漁業(岩ノリ等)に甚大な被害を被り漁業者等の心痛は如何ばかりかとお見舞い申し上げる次第です。

今回の事故に関して、沿岸部の漁業者や自治体では、ボランティア等全国の皆さんのご支援ご協力を得ながら懸命の回収作業が行われた結果、岩礁域等一部の海岸を除き、ようやく、もとの綺麗な海岸を取り戻しつつあり、当初心配された漁獲物への油の付着、油臭などの影響も今のところなく、今では平常通りの漁業活動が再開されています。

このような状況の中で、当基金では、事故発生直後から数次にわたり役職員及び学識者(本基金の油濁被害防止対策検討委員会専門部会の委員)を現地に派遣し、現場調査、指導及び助言を行うとともに、油濁事故の対応、措置等漂着油の防除、回収作業等の参考に供するための資料として、当基金が作成した「漁場油濁被害対策ガイド」を関係府県漁業協同組合連合会、県庁水産課及び県水産試験場等へ急遽送付しました。

また、1月9日に発足した全国漁業協同組合連合会及び関係府県漁業団体等で構成する「ナホトカ号油濁事故・漁業被害対策協議会」に参画し、情報の把握、提供を行うとともに、水産庁に設置されている「漁業被害対策協議会」に出席し、情報の収集・交換等に努めています。

なお、福井県及び石川県から、各地での油の回収作業状況の写真提供を受けましたので、その一部を掲載させていただきました。

各地での懸命な回収作業

(写真提供 福井県)



(美浜町日向漁港)



(高浜町釈迦浜)



(三方町遊子)

(写真提供 石川県)



(金沢港沖)



(富来町海士崎)



(輪島市舳倉島)

(基金記事)

第16回全国豊かな海づくり大会について

「つなぐ手と 輝く心で 海づくり」をテーマに掲げた第16回全国豊かな海づくり大会が平成8年9月16日、天皇、皇后両陛下をお迎えして石川県珠洲市の蛸島漁港で盛大に開催されました。

水産資源の維持、培養と海の環境保全に対する認識を深めるための幅広い国民的行事として1980年から毎年各県の持ち回りで行われています。

本大会には、地元石川県の方々をはじめ、全国から多数の人が参加し、式典行

事、放流行事等が行われました。

本大会において、栽培漁業、資源管理型漁業及び漁場保全に功績のあった団体並びに小、中、高校生、一般の方々による作文、写真の優秀作品等に対して表彰が行われましたが、この中で、当基金の事業と密接な関連のある「漁場保全部門」で大会会長賞、農林水産大臣賞及び水産庁長官賞を受賞された団体の功績の概要を紹介します。



稚魚を放流される天皇・皇后両陛下

漁場保全部門

大会会長賞

岩手県 赤崎漁業協同組合婦人部

大船渡市赤崎町字蛸の浦68番地

(功績の概要)

赤崎漁協は岩手県南部の大船渡湾内及び湾外の一部を地区とする組合員数717人の組合である。

主要漁場である大船渡湾は屈曲に富むリアス式海岸の一部で、湾長7.6km、平均湾幅1.5kmの南北に細長い湾で、古くから静穏な海域を利用した各種養殖が行われており、主要対象のカキは大正12年、ワカメは昭和32年、ホタテガイは昭和36年に始まっており、その他の養殖(ホヤ、アサリ、コンブ)を含めその生産高は漁協取扱い全体の約7割を占めている。

この様な立地条件の下、漁協婦人部は昭和38年に設立され、部員総数684名で、組織は、部落役員(13部落ごとに若干名)、各部落から1名選出され13名、副部長2名、部長1名からなっている。

活動内容は、

- (1) 漁協を中心とした共同運動としての貯蓄、漁業者年金の推進及び部員の増強
- (2) 海を守る運動の推進
- (3) 魚食普及の為の講習会、健康と魚に

についての学習会、イベントでの普及推進

(4) 虚礼としてのお返し廃止運動、家計簿記帳、ライフサイクルの学習等の生活改善運動の推進

が中心となっているが、この内、海を守る運動として、企業からの汚濁排水、粉塵、一般家庭雑排水等による養殖業の被害発生を契機として、自らが加害者の一員でもあり、自らの力で改善するということで、今日までの長きにわたり「かけがえのない海」を守るために、一致団結して、公害防止、有リン洗剤不使用運動、漁場環境保全意識の高揚等の活動に取り組み成果を得ている。

ア. 公害防止

地域内の工場からの粉塵がひどく、道路、家屋、畠地等に堆積し、これが海に流出する状況にあったことから、漁協婦人部として重大な問題として取上げ、実態調査、学習会を行うとともに、他の婦人部とも連携を取り、工場と話し合いを重ね、この結果、年次計画で粉塵防止装置が整備され、市にも公害課が設置されるに至り、現在でも他の婦人部ともども

工場訪問し、意見交換をして相互理解に努めている。

イ. 有リン洗剤不使用運動

海の水質を悪化させ、養殖に被害を与える有リン洗剤は漁協婦人部員自らが率先することが大切であるので、昭和48年から取り組みを始めた。

漁協婦人部総会において、追放決議をして、部落座談会や講演会を開催し、有害性を認識せしめ、製品を数次にわたって回収し、焼却処分を行った。

更に運動を市内全域に普及させることが重要であるという観点から、市の地域婦人団体連絡協議会と連携を強め市民の理解を求める活動を展開し、昭和52年には小中学校給食施設は石けんを使用する等の大船渡湾をきれいにしようという意識が全体に広がると共に市や県における公害防止への取り組みがなされるようになった。

この水質浄化に対する取り組みは、現

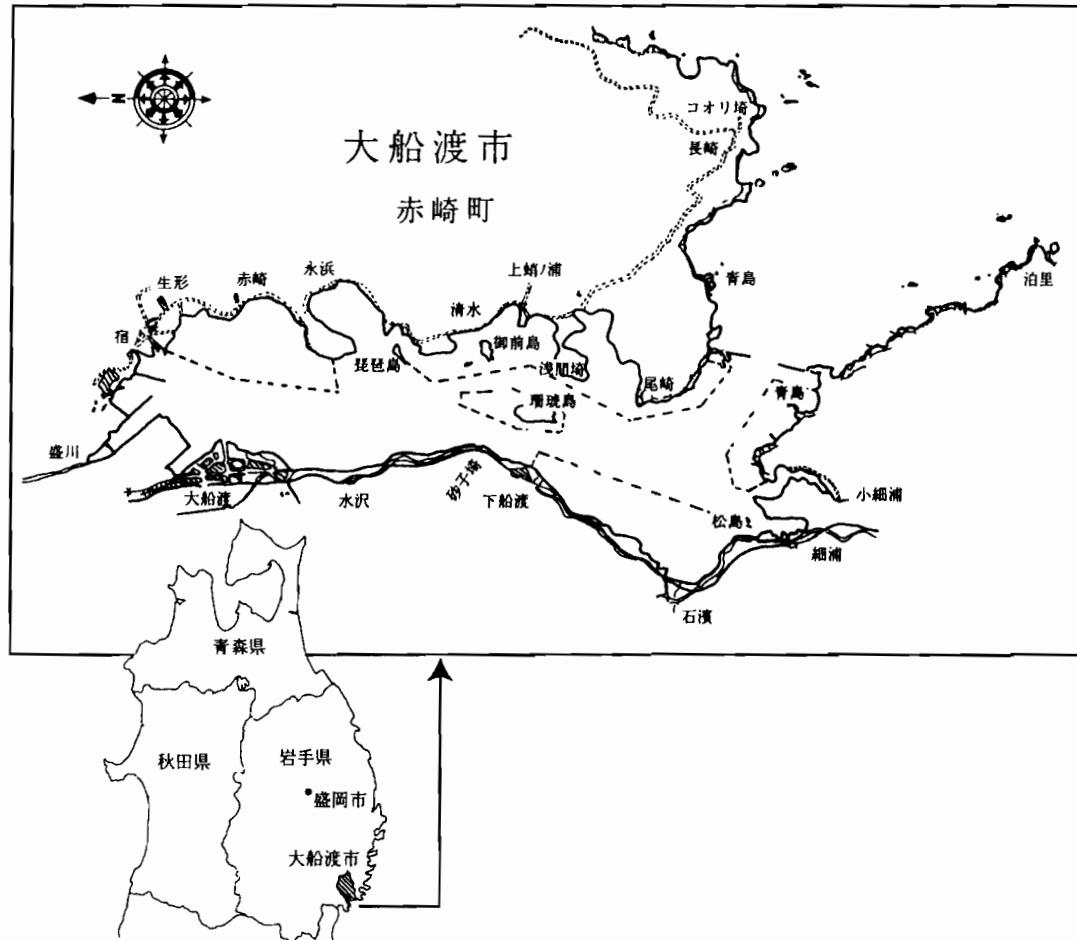
在においても、婦人部員の家庭訪問、家庭における水切り袋の普及等を実施しており、山村部の農協婦人部からの視察も来るようになっており、その輪の広がりをみせている。

ウ. 漁場環境保全活動

毎年春、台風シーズンなど漁協、カキ組合と合同の清掃活動の他、部落ごとに婦人部が中心となって清掃活動を行っている。

合同清掃活動で回収されたごみは平成6年には380トンという莫大な量であった。この他、婦人部創立20周年を記念して石碑を建立し毎年9月23日を「魚貝藻の日」と定め、研修会を開催している。

また、毎年9月には部員が鮮カキを茶碗一杯持ち寄る、カキいっぱい運動と称し、市内の福祉養護施設や小中学校を訪問し、海の素晴らしさ、大切さの情操活動や、植樹活動など広範な海を守る運動を着実に行っている。



漁場保全部門

農林水産大臣賞

富山県 富山県漁場環境保全対策協議会

富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館内

(功績の概要)

富山湾は日本海の外洋性内湾でその奥部100kmの海岸線に約160ヶ統の定置網(大型80ヶ統、小型約80ヶ統)が敷設されており、生産性の高い沿岸域の漁獲量の70~80%の漁獲量をあげている。

一方、この沿岸域は、都市化、工業化

が進み、これらの排水は、処理の有無にかかわらず、大小100余の河川を通じて富山湾に流れ出している。

この為、河川の汚濁水の防止及び漁場環境保全を県下あげて推進することとし、長年にわたり各種事業を組織的に実施している。

1. 実施団体の概要

設立は昭和42年11月であり、県内の漁業関係団体で構成されており、現在では、漁業協同組合19、定置網漁業経営団体42、その他の漁業団体63、賛助会員（県漁連、県信漁連）2、合計65団体で構成されている。

2. 活動内容

設立以来、目的に沿った各種事業を広範に実施しているが、その中心事業として

(1) 定置網漁場汚水拡散調査事業

昭和46年度から県水産試験場が定置網漁場の水質環境の現状を把握し、監視することを目的とし調査を開始したが、本協議会は、「自らの海（漁場）は自らが監視し守る」との漁業者の認識により、この調査に主体的に協力することとし、体制を整え、毎月同一日に各定置網漁場を定点とし一斉に観測と採水をすることとなり当初25定点から現在では35定点において実施しており、これを分析、取りまとめ報告をしている。

調査、分析項目は次のとおりである。

- ・漁業者（採水責任者）が調査定点で行う採水と観測
- ・採水時刻、天候、水温、風向、風力、潮流、波浪、うねり、流向及び漁獲物とその量
- ・県漁連が、当日採水の試水と観測野帳を回収、県水試に搬入

・県水試は試水を速やかに分析し、取りまとめ、県漁連、関係漁協等を通じ調査関係者に報告（この間4～7日）。また、毎年度の取りまとめを行い、水産庁に報告の後、調査関係者が集り、検討会を実施。

(2) 漁場環境保全対策事業

沿岸漁場に対し、汚濁負荷発生源となる可能性のある施設、団体に対しその改善を要望、要請するとともに、「非有機スズ系漁網防汚剤」や「石けん」の使用促進の系統運動の推進。

(3) 漁場環境関係啓発事業

・研修会の開催

漁場環境等をテーマに、中央、県行政、県水試から講師を招き開催。

・「海を大切に」図画ポスター конкурールへの協力、参画

昭和56年度から実施しており、中央の「全国海の子絵画展」に出品しており、平成6年度水産庁長官賞、7年度NHK会長賞を受賞。

・海と渚の環境美化運動への協力

（社）海と渚環境美化推進機構（マリンブルー21）と連携を図り運動の推進。

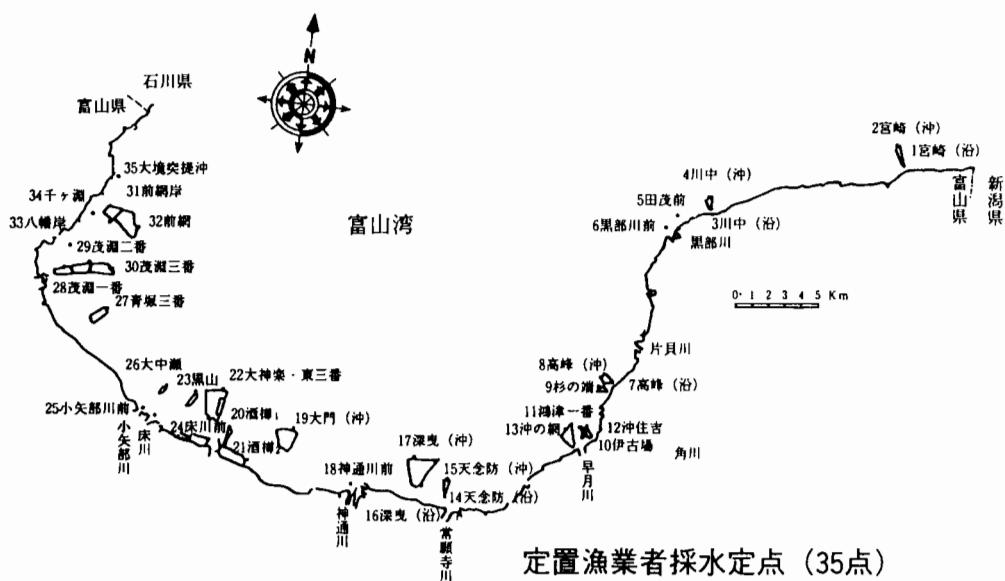
以上、富山県下の関係者が一体となり、約30年間にわたり県内の定置網漁場を中心に沿岸漁場の環境保全活動の中心的役割りを果しているものとして期待されている。

表1 富山県における沿岸漁業漁獲量の推移 (単位:トン)

	平成6	平成5	平成4	平成3	平成2
沿岸漁業	18,992	16,640	20,080	14,797	20,683
うち定置網漁業	15,585	12,340	16,215	11,075	16,335
(その割合(%))	82.06	74.16	80.75	74.85	78.98

表2 富山県漁場環境保全対策協議会の会員数と調査定点数の推移

年度	会員数	調査定点数	備考
昭和42	58	—	(発足)
46	58	25	調査協力への取り組み開始
51	76	27	
55	78	28	県漁連、信漁連が賛助会員に
56	78	30	
59	79	31	
平成1	66	35	漁協合併、会員の統合等による減
8	63	35	漁協合併による減



漁場保全部門

水産庁長官賞

福井県 三国港底曳船船長組合

坂井郡三国町宿1-17-33

(功績の概要)

福井県の北部に位置する三国は九頭竜川河口の港町で日本海沿岸の古い商港の一つとして栄えたところであるが、現在は漁港として活躍しており、付近には東尋坊などの名所がある。

この地に事務所を置く、三国港機船漁業協同組合は同組合所属の全船（沖合底曳網漁船15隻、小型底曳網漁船1隻、計16隻）の船長16名で構成する任意団体の組合で、設立は昭和24年末である。

漁場は別図に示すとおり、福井県沖を中心として、石川県～兵庫県沖合にわたっており、禁漁期の7月、8月を除き周年出漁し、水深250～500mの場所において、ズワイガニ（越前ガニ）、ホッコクアカエビ、アカガレイなどを主対象魚種としている。

また、一航海は1泊2日である。

設立以来、種々の活動を行っており、現在では以下の活動を主体としているが、この内、漁場に堆積するゴミ問題に積極的に取り組んでいる。

- ・効率的な漁獲や、経営合理化等の研究について年に数回船長会を開催

- ・事故防止、海難救助の講習会の実施
- ・他県の底曳網漁業者との技術交流、情報交換の実施
- ・ゴミ回収などの漁場保全活動

1. ゴミ回収活動

各船が操業する底曳網漁場に堆積するゴミは、瓶、プラスチック、ポリエチレン、ビニール類があり、年々増加している。

このゴミ類は、操業の邪魔になり、また生息水産生物に悪影響を与えていている。

このため、同船長組合では話し合いを行い、昭和63年より操業中に入網するゴミを持ち帰ることを実施している。

回収方法としては、操業のたびに「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「資源ゴミ」に分別しカゴに入れ、帰港時に漁業協同組合横にあるゴミステーションに投入し、これを三国町のゴミ収集車が回収し、町が処理している。

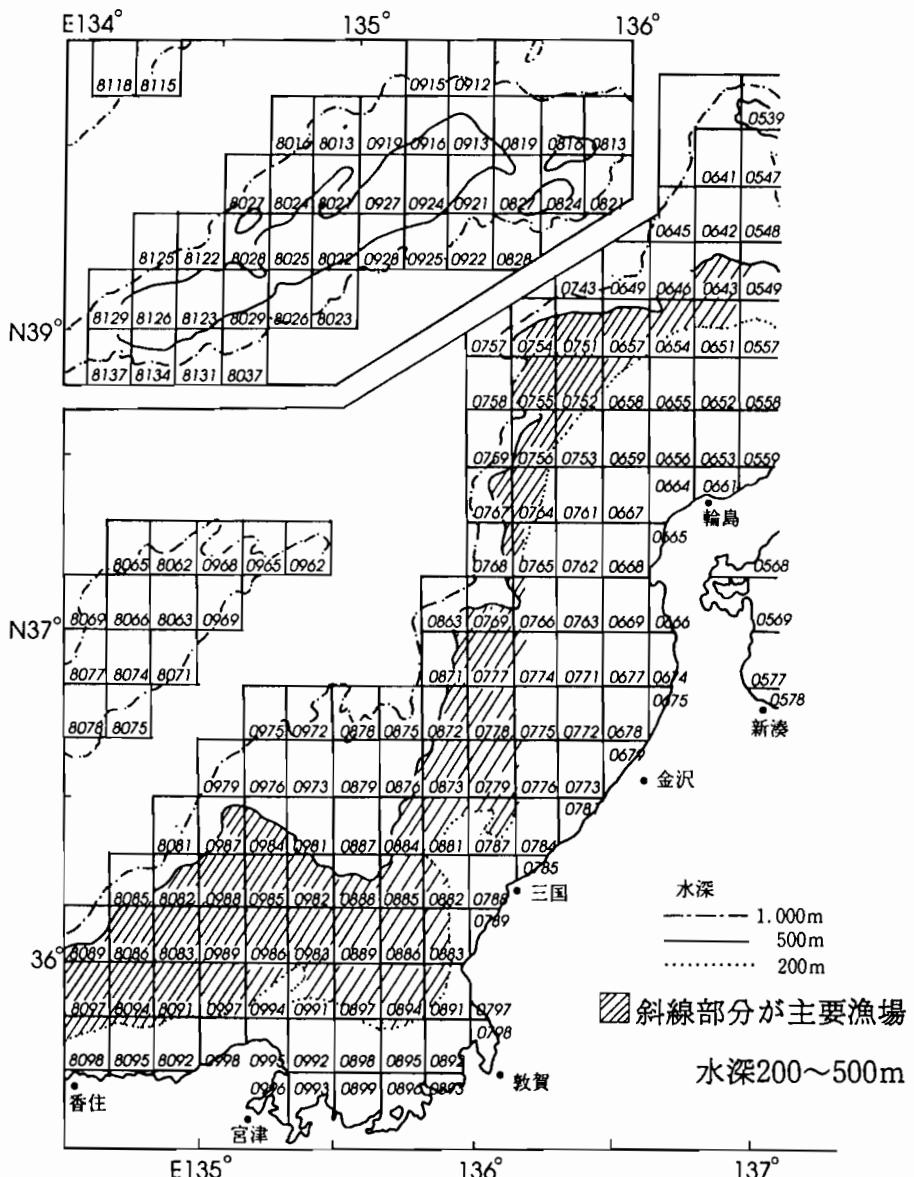
回収は全船が継続的に漁期中に行っており、航海1隻あたり5～10kg程度、年間約10トンとなっている。

この回収作業は、揚網時の網仕事、魚

の選別など、極めて多忙の中において行われるもので、全航海、全操業船が昭和63年以来継続実施していることは、環境保全に対する全員の意識は他の模範とするに足るものである。

2. 海底耕運

主要魚種であるエビの漁場を中心に爪



のついた鉄パイプにより、海底を耕運し、エビの飼料生物を増加せしめるよう、積極的な漁場保全整備を実施している。

以上のように長期間にわたり環境保全の意識の下、全船一致して漁場保全に努めている。

油濁被害防止対策ポスター及びチラシの作成配布について

当基金では、漁場油濁被害の発生を未然に防止し、または軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行う「油濁被害防止対策事業」を水産庁の補助により実施しています。

この事業は、研究者、学識経験者等からなる検討委員会を設置して、実施計画等についての検討を行い、一部を専門の調査機関に委託して次の事業を実施しています。

事業名

- 1 生物的油濁処理技術開発・試験事業 (平成3年度からの継続)
- 2 回収油処理技術開発事業 (平成6年度からの継続)
- 3 外国船等油濁汚染防止啓発・普及事業 (平成6年度からの継続)

この事業の1及び2については、別途「油濁被害防止対策事業報告書」で詳しく報告させていただくこととしますが、ここでは3の事業としてポスター及びチラシを作成し、関係機関へ配布しましたので、下記にその概要を紹介します。

〔外国船等油濁汚染防止啓発・普及事業〕

1 事業目的

漁場油濁汚染の一因として、わが国周辺水域を航行する船舶からの油の

流・排出が考えられるが、外国船等も多く航行することから、これら外国船運航者等に対する啓発・普及が必要である。

このため、外国船運航者等に対しチラシ、ポスター等を配布することにより、日本沿岸域の漁場関係情報を提供しつつ、油濁汚染防止に係る関係法令の遵守、油濁事故の削減を図る。

2 事業内容

わが国の主要港湾へ出入港する外国船等を主対象として、船舶からの油の流・排出による漁場油濁の未然防止を啓発・普及するため、これらの船舶等に対しチラシを配布するとともに主要場所にポスターの掲示を行う。

3 事業実施方法

英語版のチラシ、ポスターを作成し、関係官公庁、海事代理店及び関係団体等の協力を得て、チラシの適宜配布及びポスターの掲示を依頼することにより行う。

上記に基づいて、6年度は東京湾を、7年度は伊勢湾を対象として実施しましたが、本年度は瀬戸内海東部（紀伊水道～播磨灘東部）の海域を対象に別図のとおり英語版によるポスター及びチラシを

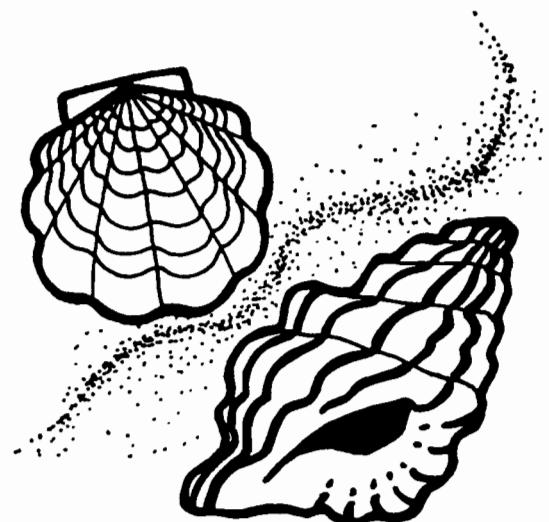
関係府県及び第五管区海上保安本部のご協力を得て作成しました。

ポスター及びチラシは、関係機関へ配布し掲示等をお願いするとともに、第五管区海上保安本部及び保安部（署）のご協力を得て、船舶乗組員等に対し適宜配布していきます。

なお、来年度以降は瀬戸内海中・西部等油濁事故の多い海域を対象として実施することとしておりますので、今後ともよろしくご協力ください。

ポスター及びチラシ記載のキャッチフレーズは次のとおりです。

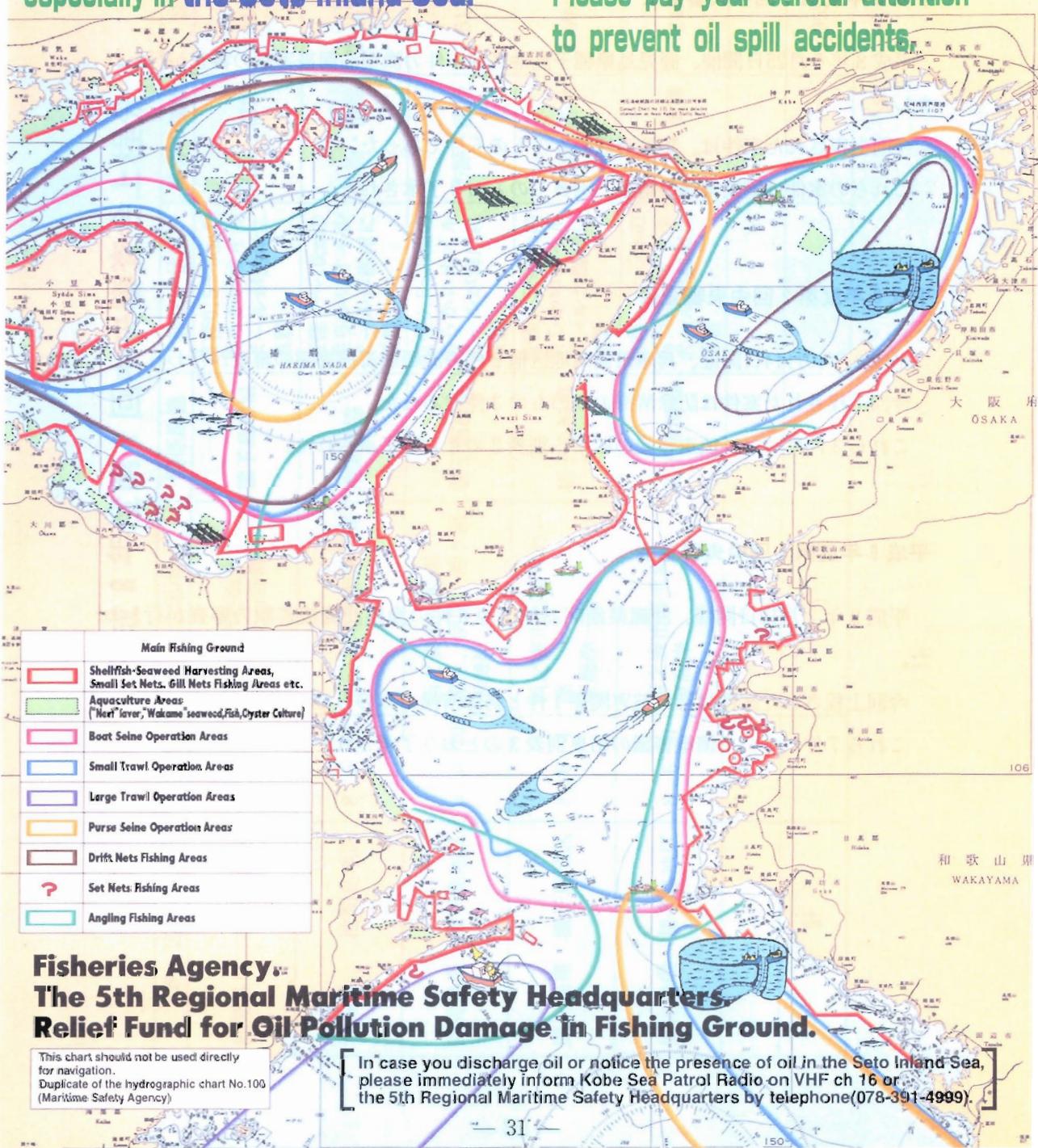
- 1 大切な海を油汚染から守りましょう。
- 2 日本の近海域では、多くの漁業が行われています。
- 3 瀬戸内海も魚の豊富な好漁場となっています。
- 4 わずかな油の流出でも漁業に大きな被害が発生します。
- 5 油を流出させないよう十分注意して下さい。



Prevent Our Valuable Sea from Oil Pollution

In the waters surrounding Japan, numerous fisheries are operated, especially in the Seto Inland Sea.

Even a little oil spill causes serious damages in fishing grounds. Please pay your careful attention to prevent oil spill accidents.



**Fisheries Agency,
The 5th Regional Maritime Safety Headquarters,
Relief Fund for Oil Pollution Damage in Fishing Ground.**

(基金記事)

中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

平成 8 年度第 1 回中央審査会

平成 8 年 7 月 25 日開催、鹿児島県種子島地区他 4 件の漁場油濁被害額の審査が行われました。

今回上程された案件は、防除清掃のみのもの 5 件であった。

これらの案件は慎重審議の結果、別表 1 のとおり了承された。

平成 8 年度第 2 回中央審査会

平成 8 年 10 月 14 日開催、兵庫県但馬地区他 2 件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は防除清掃のみのもの 3 件であった。

これら 3 件について慎重審議の結果、別表 2 のとおり了承された。

平成 8 年度第 3 回中央審査会

平成 9 年 2 月 12 日開催、沖縄県池間島地区他 6 件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は漁業被害関係 1 件と防除清掃のみのもの 6 件であった。

これら 7 件について慎重審議の結果別表 3 のとおり了承された。

平成 8 年度第 1 回中央審査会 上程分

地 区 名	発生年月日	発生場所	関係漁協	形状・状況	被害の種類	認定額	備 考
鹿児島県 種子島地区	平成 8 . 5 . 2	西之表市西海岸 住吉、下石寺海岸	種子島漁協	直径0.5~5cmの 柔らかいオイル ボールが海岸に 漂着	防除・清掃	118,945 円	トコブシやウニ及び天 草等海藻類に被害の恐 れがあつた。
沖縄県 池間島地区	8 . 5 . 19	池間島地先海岸一帯	池間漁協	直径1~10cmの 柔らかいオイル ボールが海岸に 漂着	防除・清掃	2,467,713	貝類、モスク、ひとえ ぐさ等に被害の恐れが あつた。
鹿児島県 種子島地区	8 . 5 . 20	西之表市東海岸 柳原、伊闘、沖ヶ浜 田海岸	種子島漁協	直径0.5~5cmの 柔らかいオイル ボールが海岸に 漂着	防除・清掃	513,279	トコブシやウニ及び天 草等海藻類に被害の恐 れがあつた。
鹿児島県 種子島地区	8 . 6 . 4	西之表市西海岸の一 西部東海岸一帯	種子島漁協	直径0.5~5cmの 柔らかいオイル ボールが海岸に 漂着	防除・清掃	2,609,214	トコブシやウニ及び天 草等海藻類に被害の恐 れがあつた。
鹿児島県 種子島地区	8 . 6 . 21	西之表市馬毛島 東海岸	種子島漁協	直径0.5~5cmの 柔らかいオイル ボールが海岸に 漂着	防除・清掃	243,928	再流出してトコブシや ウニ及び天草等海藻類 に被害の恐れがあつた。
合 計						5,953,079	

平成8年度第2回中央審査会 上程分

地 区 名	発生年月日	発生場所	関係漁協	形状・状況	被害の種類	認定額	備 考
兵庫県 但馬地区	8.6.1	香住町香住漁港西海岸	香住町漁協	漁港内岸壁にA重油が漂着	防除・清掃	508,187	係留船舶に油付着の恐れががあり、また、採介漁業に被害を及ぼす恐れがあった。
東京都 新島地区	8.6.21	新島村若郷淡井浦海岸	若郷漁協	10~15cmの柔らかいオイルボールが海岸に漂着	防除・清掃	82,700	タカベ寄網、一本釣り、採貝藻漁業に被害を及ぼす恐れがあつた。
沖縄県 勝連町地区	8.8.1	勝連町字津堅キガ浜海岸	勝連漁協	3~5cmの柔らかいオイルボールが海岸の岩場に漂着	防除・清掃	210,400	モグク養殖や小型定置網に被害を及ぼす恐れがあつた。
合 計						801,287	

平成 8 年度第 3 回中央審査会 上程分

地 区 名	発生年月日	発生場所	関係漁協	形狀・状況	被害の種類	認定額	備 考
沖縄県 池間島地区	8.10.2	平良市池間島一帯	池間漁協	1~10cm の柔らかいオイルボーリが海岸の砂浜に漂着	防除・清掃	円 2,295,768	採具漁業、もしくは等に被害を及ぼす恐れがあった。
千葉県 木更津市地区	8.10.14	金田漁協のり漁場沖	金田漁協	のり漁場の近くに100×500m の油膜が漂流	防除・清掃	76,505	のり漁場に流入して被害の恐れがあった。
沖縄県 与那国町久部良地区	8.11.13	与那国町久部良地区 ナーマ浜	与那国町漁協	1~10cm の柔らかいオイルボーリが海岸の砂浜に漂着	防除・清掃	392,126	採具漁業やパヤオ曳繩漁業に被害を及ぼす恐れがあった。
沖縄県 宮古島地区	8.11.14	城辺町保良海岸	平良市漁協	1~10cm の柔らかいオイルボーリが海岸の砂浜に漂着	防除・清掃	273,200	漁船の揚降しに支障があり、近くのシャコ貝養殖に被害の恐れがあった。
沖縄県 渡名喜村アンジエーラ浜	8.11.29	渡名喜村アンジエーラ浜	渡名喜村漁協	1~10cm の柔らかいオイルボーリが海岸の砂浜に漂着	防除・清掃	247,240	もしく、ヒトエグサ、マガキ貝等採貝藻漁業に被害の恐れがあった。
愛知県 常滑市地区	8.12.12	鬼崎、常滑漁協のり漁場	鬼崎漁協 常滑漁協	廃油(B重油)がのり漁場に流入	漁業被害 防除・清掃	円 15,026,201 1,072,255	養殖中ののりの葉体を汚染した。
沖縄県 本部町地区	8.12.16	本部町備瀬～新里海岸	本部漁協	小粒から10cmの新しいオイルボーリが海岸に漂着	防除・清掃	1,967,114	漁船の揚降しや漁網の天日干しに支障があり、もしく、ヒトエグサに被害の恐れがあった。
合 計						15,026,201 6,324,208	

評議員の委嘱について

平成9年2月18日開催の理事会の承認を得て、任期満了に伴う評議員の委嘱が行われ、下記のとおりとなりました。

(敬称略)

評議員名	所 属
宮 副 信 隆	石油連盟 常務理事
畔 柳 昇	電気事業連合会 専務理事
田 辺 淳 也	日本内航海運組合総連合会 理事長
越前谷 平八郎	(社) 日本船主協会 法規専門委員会委員長
生 明 登	全国漁業協同組合連合会 常務理事
山 本 一 郎	全国共済水産業協同組合連合会 常務理事
石 井 實 也	全国漁業共済組合連合会 専務理事
山 内 静 夫	漁船保険中央会 副会長
橋 萬 蔵	(財) 中央漁業操業安全協会 専務理事
吉 田 隆 一	全国海苔貝類漁業協同組合連合会 専務理事
佐 藤 隆 義	千葉県水産部水産課長
仲 田 豊 博	沖縄県農林水産部漁政課長

(任 期 平成9年3月6日～平成11年3月5日)

訃 報

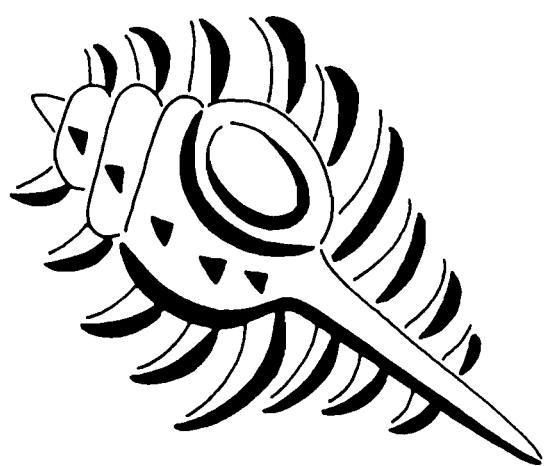
前 田 優 氏 享年72歳

(前 中央漁場油濁被害等認定審査会委員長、前北部太平洋まき網漁連会長)

かねて病氣療養中のところ、平成8年12月24日逝去されました。

ここに、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、ご冥福をお祈りいたします。

氏は、昭和50年3月、漁場油濁被害救済基金設立当初から昭和56年10月まで専務理事として務められ、同基金を退任後においても、中央漁場油濁被害等認定審査会委員長として務められました。





ひしゃくによる油の回収作業（福井県三国町安島）

ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」による油流出事故により、大量に漂着した油を地元漁業者等により人海戦術で回収作業が行われた。

(平成9年1月10日)

(写真提供 福井県)

(編集後記)

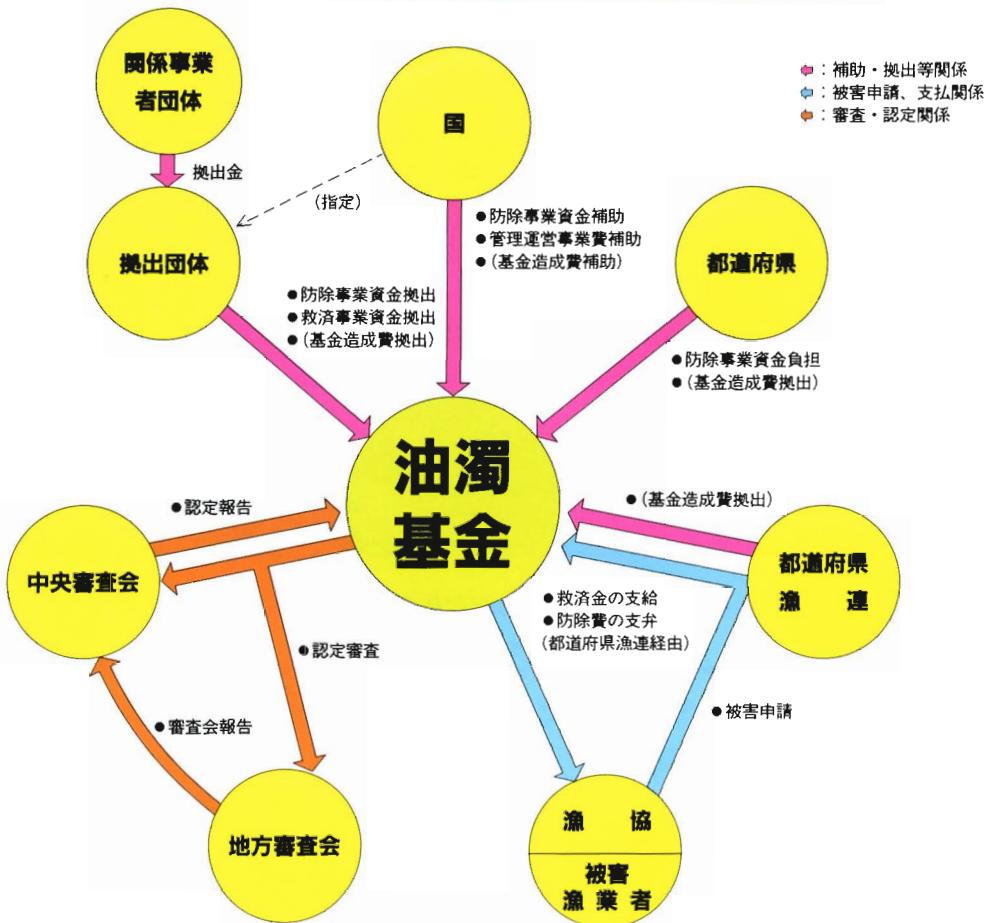
この度の、日本海におけるロシア船籍タンカー「ナホトカ号」の沈没事故で、流出した油による漁業被害及び関係漁業者等による油の回収作業等のご労苦に対しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い漁場の回復を念ずるばかりです。

一方、当基金が救済等の対象としている原因者不明の油濁事故については、近年減少傾向で推移し、漁業関係者もほっとしていた矢先、昨年の秋以降になって東京湾及び伊勢湾のノリ漁場へ、更に、五島列島～薩南諸島～琉球諸島にかけて、相次いで油の漂着（流）があり、大きな事故が発生しています。

このように、油の流出事故は、今後とも、いつ、どこで発生するやも知れません。

各浜におかれでは、これからも監視体制を強め、事故発生による被害の未然防止と早期防除・清掃に努められるようお願いします。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠出団体

農林水産省関係	(社) 大日本水産会	電気事業連合会	(社) 日本鉄鋼連盟
通商産業省関係	石油連盟	(社) 日本電機工業会	(社) 日本自動車工業会
	(社) 経済団体連合会	(社) 日本産業機械工業会	石油化学会議
	(社) 日本貿易会	日本化学繊維協会	(社) セメント協会
	日本アンモニア協会		
	(社) 日本ガス協会		
運輸省関係	(社) 日本船主協会	日本内航海運組合総連合会	(社) 日本旅客船協会
	財) 日本船舶振興会		

発行日	1997年3月
発行所	財団法人 漁場油濁被害救済基金
住所	〒101 東京都千代田区内神田 2-1-14 イトーピア内神田ビル10階
電話	03-3254-7033
ファックス	03-3254-3978⑥